

鳥獣保護区等位置図

令和6年10月

狩猟者の皆さん次の事項を守り事故防止とマナーの向上に努めましょう。

◎次の猟法は禁止されています。

- ユキウサギ及びノウサギ以外の狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法（人が操作することによってはり網を動かして捕獲等をする方法を除く。）
- 口径の長さが10 番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法
- 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は5 ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法
- 構造の一部として3 発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法
- 装薬銃であるライフル銃（ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカにあっては、口径の長さが5.9 ミリメートル以下のライフル銃に限る。）を使用する方法
- 空気散弾銃を使用する方法
- 同時に 31 個以上のわなを使用する方法
- 鳥類並びにヒグマ及びツキノワグマの捕獲等をするため、わなを使用する方法
- イノシシ及びニホンジカの捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が12 センチメートルを超えるもの、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が4 ミリメートル未満であるものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法
※ただし、イノシシは横浜市、川崎市、相模原市（緑区を除く）、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町でくくりわなの輪の直径の規制を解除
- ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が12 センチメートルを超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法
- つりばり又はとりもちを使用する方法
- 矢を使用する方法
- 犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め、若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法
- キジ笛を使用する方法
- ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）、キジの捕獲等をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法
- 毒薬、劇薬、爆発物、据銃、陥穽その他危険なわな（つり上げ式（獣体の一部をつり上げるものを含む。）のくくりわな等）を使用する方法
- 所定の標識を付けない網又はわなの使用

◎猟区で狩猟しようとするときは猟区設定者の入猟承認を受け、猟区管理規程を守りましょう。

◎鳥獣保護区及び特別保護地区、休猟区、公道、国立公園・国定公園特別保護地区、都市公園、原生自然環境保全地域、社寺境内、墓地などでは鳥獣の捕獲等が禁止されています。

◎銃猟の禁止されている場所、時間、方向等

- 特定猟具使用禁止区域（銃器）
- 住宅が集合している地域若しくは広場、駅その他多数の者の集合する場所
- 銃猟が禁止されている時間は日没後から日の出前まで（時刻は新聞、暦で確認しておくこと。）
- 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物若しくは電車、自動車、船舶その他の乗り物に向かって銃猟をすること。

◎垣、さくその他これに類するものに囲まれた土地、作物のある土地で狩猟するときは、その土地の占有者の承諾が必要です。

◎次のことは禁止されています。

- 狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲等をするこ 事（許可が必要です。）。
- 違法捕獲物を譲り渡し、譲り受け、又は販売、加工、保管のために引き渡したり、引き受けること。
- ヤマドリ（加工品を含む。）を販売すること（許可が必要です。）。
- 鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域（銃器）、猟区などの標識や施設の移転、汚損、破壊又は除去すること。
- 狩猟者登録をしていない者が法定猟法により狩猟鳥獣の捕獲等を行うこと。
- 狩猟鳥獣のひな及び卵を捕獲等又は採取等をするこ 事。
- かすみ網を所持、販売又は頒布すること。

◎狩猟鳥獣の種類と神奈川県で狩猟できる期間

狩 猟 鳥 獣 の 種 類	期 間
カワウ、キジ、ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）、エゾライチョウ、コジュケイ、マガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、カルガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、ヒヨドリ、ムクドリ、タシギ、ヤマシギ、キジバト、スズメ、ニュウナイスズメ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ミヤマガラス、ツキノワグマ、ヒグマ、アライグマ、ミンク、ハクビシン、イノシシ、シマリス、タイワンリス、ノウサギ、ユキウサギ、ヌートリア、ノネコ、ノイズ、タヌキ、キツネ、テン（亜種ツシマテンを除く。）、イタチ（オスに限る。）、シベリアイタチ、アナグマ、ニホンジカ	11 月 15 日から翌年 2 月 15 日まで （ただし、ニホンジカ及びイノシシについては、11月15日から翌年2月末日まで 猟区については、10月15日から翌年3月15日までのうち猟区設定者が定める日）

◎神奈川県内で捕獲が禁止されている狩猟鳥獣の種類

狩 猟 鳥 獣 の 種 類	期 間
ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）のメス及びキジのメス	令和 4 年 9 月 15 日から 令和 9 年 9 月 14 日まで

◎神奈川県内の狩猟鳥獣の捕獲数量の制限

狩 猟 鳥 獣 の 種 類	1 日当たりの制限羽数
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ	合計して 5 羽 （ただし、網猟をする者にあつては、 狩猟期間を通じて200羽）
エゾライチョウ	2 羽
ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）のオス及びキジのオス	合計して 2 羽
コジュケイ	5 羽
ヤマシギ及びタシギ	合計して 5 羽
キジバト	10 羽

◎狩猟者は次の義務を果たしましょう。

- 出猟に際しては狩猟者登録証を携帯し、狩猟者記章を衣服又は帽子的見やすい場所に着用すること。また、第一種銃猟及び第二種銃猟の狩猟者登録者は、銃砲の所持許可証を携帯すること。
- 警察官、鳥獣行政を担当している国家公務員及び地方公共団体の職員、鳥獣保護管理員、土地所有者等から提示を求められたときは、狩猟者登録証を提示すること。
- 立入検査の権限のある職員が狩猟者の所持する鳥獣等を検査する場合はこれに応じること。
- 狩猟者登録証は、その裏面に捕獲した鳥獣の正確な種類別員数を記入し、狩猟期間が終わった日から 30 日以内に返納すること。
- 住所又は氏名を変更したとき又は狩猟者登録証、狩猟者記章、狩猟免状を亡失したときは、速やかに届け出ること。
- 網猟及びわな猟の狩猟者登録者は、使用する猟具ごとに住所、氏名、狩猟者登録証に記載された都道府県知事名、登録年度及び登録番号を 1 字の大きさが縦 1 センチメートル以上、横 1 センチメートル以上の文字で記載した金属製又はプラスチック製の標識をつけること。なお、設置するわなの数は 30 個以内とすること。
- アマチュア無線を利用する場合は、必ず免許を受け関係法令を遵守すること。
- 農作物を荒らさないこと。山火事を起こさないこと。
- 猟犬の管理は厳重に行い、飼主主がわかるような標識（マイクロチップ、鑑札、狂犬病予防注射済票など）を装着すること。